

【ご提案】【課題】学校の役割と責任の明確化について

五常小内決裁 令和4年11月11日

PTA 運営委員会 令和4年12月3日

校長 榊 正文

1. 案件概要：今日お諮りしたいことは、、、

以下の趣旨で当文書案を保護者に発出し、ご意見募集を行うことのご了承を得ることで、ご意見募集の期間は、12月初旬～1月初旬を考えています。いただいたご意見を踏まえて修正の上、最終的に学校が発行可否の判断をして、保護者に発出します。以後は寄せられるご意見や環境の変化等を踏まえ、毎年4月に見直し修正版を発行していく考えです。

本稿末尾記載の教育基本法では、学校、家庭及び地域は、それぞれの役割と責任を自覚し相互の連携及び協力に努めるものとされています。学校は、「子どもたちのより良い成長」のために、保護者・地域の皆さまとともに一層の努力をしています。

そこでこのたび、教育基本法の考え方を踏まえ、「学校の役割と責任」とはどのようなものを整理して保護者にお示しします。これらのことをあらかじめご理解いただくことにより、保護者と学校がよりスムーズに連携することができます。「学校の役割と責任」について、保護者と学校の認識が一致していることで児童に関する様々な問題の未然防止につながれば、学校と教職員は本来やるべき業務に集中することができます。

以上のように、児童・保護者からの期待に応え、「子どもたちのより良い成長」という成果を出すことのできる学校にするために、保護者の皆さまのご理解とご協力を賜ることができれば幸いに存じます。

2. これまでの経緯：提案理由

教育基本法には、保護者は児童の教育について第一義的責任を有している、とあります。学校での教育は、ご家庭の教育方針をしっかりと理解・尊重した上でされるべきも

のです。ただこれまで、ともすると本来自由であるべきなのに、学校以外の生活にも学校が定めるルールを押し付けるような運用がしばしばなされてきたように感じます。

そのために、過去児童間のトラブル等が起こった際、ご家庭と学校の認識が一致せず、対処が遅くなったり、解決が長引いてしまうことがありました。そうすると、児童・保護者はもちろん、教職員も精神的、物理的に困難な状態に陥り、担任する他の児童の教育がおろそかになりがちです。

これは、保護者・学校双方の認識の不一致や、学校の業務・責任分担のあいまいさに起因すると考えられます。そこで、今回過去の事例をもとにその原則を明確化し、保護者にあらかじめお知らせしておきたいと考えます。「学校は勉強したり、仲間と過ごすところ」「家庭は生活するところ」という大原則をしっかりと踏まえて、謙虚で健全な学校運営をめざしてまいります。

以下の内容は、個々の教職員の記憶にある、①過去保護者等から依頼され困難に陥った例、②教職員の業務範疇にはないと思われるものの例と、③それらをもとにした未然防止等の案をとりまとめたものです。これらの記述内容については、今後適宜見直してまいります。

3. 学校からお伝えしたいお願い事項の具体例・記載事項案

●児童間トラブル未然防止についてのお願いです。

○法により個人情報厳格に管理される中、以前よりも保護者同士のちょっとしたコミュニケーションが取りにくくなっていると聞いています。そこで、児童間、ご家庭間のトラブルの未然防止に役立つことをまとめました。

○友だちとの私物の貸し借りは保護者同士で連絡をとっていただくようお願いいたします。また、学校でのやり取りはさせないようお願いいたします。もし学校が禁止する私物を発見した場合は、学校ルールの観点で指導します。

○ご家庭での行事に友だちを招く際は、保護者同士が許可し合ってくださいようお願いいたします。

○放課後・休日休暇など学校外での児童間のトラブルは、まずはご家庭でのご指導をお願いいたします。それが学校内で現れた場合は、学校でも指導します。

○オンラインゲームやLINE等での児童間トラブルは、インターネットを使うことを許可しているご家庭でのご対処をお願いいたします。例えば「夜遅くLINEが来るので相手の

児童と保護者に注意してほしい」との要望が学校に来たことがありましたが、まずはご家庭でスマホの夜間制限等をご検討いただくことなどが考えられます。ただし、学校が貸与している iPad を使用した学校外のネットトラブルやいじめ事案全般は、学校が関与し指導します。

●登下校や放課後の安全についてのお願いです。

児童の安全確保について、保護者・地域の皆さまがご尽力なさっていることに心から感謝するとともに敬意を表します。一方学校は、授業準備や懸案事項への対処など教職員しかできない校内の業務に力を注いでおり、校外のことに対処するには、人員・スピードなどの点で難しいところがございます。学校も、児童の安全のためできる限りのことをいたしますが、児童のすみやかな安全確保を第一に考え、以下のことをまとめました。

○登下校や放課後の公園等での児童の安全はご家庭の管理になりますので、なにとぞご留意をお願いいたします。

○不審者対応はまず警察（110番）に通報をお願いします。仮に学校にご連絡をいただいた場合、学校から警察に通報しても、結局警察からその保護者に連絡することになります。その後警察より「安まちメール」などで不審者情報が保護者・地域に共有される仕組みです。従いまして、いち早く警察が捜査に動き、警戒情報が共有されるためには、警察に通報していただくのが一番早いことになります。（通報後学校と情報を共有してもらうのはありがたいと考えています）

○保護者・地域の方から「転んでケガした子がいる」といったご連絡をいただくことがあります。事情が不明な時には、緊急で教職員が出動します。ただ、いつも学校が機動的に対処できるとは限らないことに加え、大ケガや重症の場合は、発見後すぐに救急や警察への通報が必要な時もあります。児童の安全確保を第一に考えますと、緊急時の発見者におかれては、近隣の保護者や地域住民の方などとともに、素早い対処をお願いすることがありますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○登下校ルート脇の住宅にスズメバチの巣があるといったご連絡を学校にいただくことがあります。お庭などの管理責任はその住民の方にありますので、まずはそのお宅または自治会などに、またご高齢者のお住まいでは地区の民生委員などにご相談いただくようお願いします。まれに、所有者不明の空き家がありますが、その際は市役所の担当にご連絡をいただきますようお願いいたします。

●ご家庭のルール、公共のルール・マナーなどについてのお願いです。

○ゲーム(スマホ)をやり過ぎたり、学校貸与の iPad で遊び過ぎたりすることで、目が悪くなったり、睡眠時間が不足したりすることがあり、学校で一律に制限してほしいとのご要望をいただくことがあります。

これら時間制限等は、ご家庭のルールで運用、指導していただくことが大事だと考えております。特に学校貸与の iPad の時間制限のことをご要望がありますが、枚方市教育委員会としては、この iPad は鉛筆やノートと同じ「文具」の一つと考えております。「文具」の使い方や制限についてご家庭のルールがあるように、iPad もご家庭のルールで運用、指導をお願いします。

○遊びから帰る時間が遅い、遊び方が悪い、コンビニでの買い食いに問題があるので学校で指導してほしいとご要望をいただくことがあります。放課後の門限や遊び等は法律や常識に照らしご家庭のルールで運用、指導していただくことが大事で、学校で一律に制限することは好ましくないと考えております。

○学級懇談会で放課後の遊び方について議題にしてほしい。

自転車に乗るのは○年生からにするなど、学校にルールを決めてほしい
校区外に行かないルールにして、学校で指導してほしい などの要望をいただくことがあります。このような放課後の行動等はご家庭の価値観に沿ってルールを運用、指導していただくことが大事で、学校で一律に制限することは好ましくないと考えております。もちろん、懇談会等の情報交換の話題として取り上げることは可能と考えます。

○お箸の使い方、食べる時のマナー、ご飯粒を残さない等の食事に関することを学校で指導してほしいとご要望をいただくことがあります。これらについて、大事なこととして学校でも折に触れ話をしております。ただ、毎日の給食の時間に食事のしつけ、マナーについての教育を行う時間はほぼなく、特にコロナになってからは、教師は配膳等に特段の注意をしなければならなくなり、毎日 10 分程度の食事時間となっています。食育は学校でも行いますが、食事のマナー等については、ぜひともご家庭で指導をお願いします。

○保護者からお電話で「きょうだいゲンカをしているから止めに来てほしい」とご依頼がありました。しかし、ご家族しかわかり合えないことに学校が関与するのはできる限り避けたいと考えております。なにとぞご理解のほどお願いします。

○放課後・休日休暇の学校外の児童の非行を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。例えば、児童が万引きした等の際、店から迎えに来るよう言われることがあります。

すが、このような非行事案は、学校の教育的指導の前に、まずは警察と保護者が対処することが、児童の将来にとっての最善につながると考えます。

●その他のお願いです。

○ある保護者から、別の保護者とこじれて話ができないから間に入って欲しいとの依頼がありました。児童のことを思えば、円満になるようなんとかしたいという思いはあります。ただ、保護者間のプライベートに関して教育公務員が立ち入ることは避けるべきと考えますので、なにとぞご理解をお願いします。

4. 補足・ご留意事項：

①児童のいじめは、学校内外問わず学校の人間関係に端を発しているため、法律上学校が関与する必要があります。明らかに学校での人間関係が原因であり、そこへの対応を学校が怠っていたとされるようなケースでは、学校側の責任が問われることになります。

②いじめ事案を除き、放課後等に起こった学校外トラブルの解決は原則保護者の責任で対処していただきますが、児童の安全確保や事後の円滑な学級運営を考えると、教師がそのトラブルに関する情報を得ておく方が望ましいとも言えます。そこで、学校外のことであっても児童間の人間関係など学校生活に関係すると思われることは、お聞かせいただきたいと考えますし、こちらからお尋ねすることがございます。学校外のことだからといって、保護者からの情報やご相談を遮断するものではないということに、ご留意くださいますようお願いいたします。

5. その他：参考 教育基本法 における家庭の役割について

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。